

# 第二回 参議院人事委員会議録 第十七号

昭和二十五年四月二十一日（金曜日）

## 委員の異動

四月七日委員平沼鶴太郎君辞任につき、その補欠として小串清一君を議長において指名した。

四月十四日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として田中利勝君を議長において指名した。四月十九日委員千葉信君辞任につき、その補欠として水橋藤作君を議長において指名した。

○本日の会議に付した事件  
○一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）  
○理事の補欠選任の件

## 午後二時八分開会

○委員長（中井光次君） それでは只今から委員会を開会いたします。それで理事会をいたしまして、先に今回が、後廻しにいたしまして、前に今回の政府から提案になりました一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、これは新たに付託になりましたので、これを議題といたします。政府委員の説明を求めます。

○政府委員（佐藤達夫君） 只今議題となりました一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申上げます。

○政府委員の新給與実施に関する法律

が去る三月三十一日に失効をいたしました。それに代ります一般職の職員の給與に関する法律が、翌日、即ち四月一日に新たに成立いたしました。施行されたのであります。その結果いろいろな関係法律の条文を整理する必要がござりますので、本案を御提案申上げた次第であります。結局本案の内容は、他の法律の中に元の法律の名前が譲つてありますので、新らしい法律の名前に譲り替えるというだけの、極めて技術的な意味のものでござります。別段御説明申上げることはございませんけれども、念のためにここに引用されております関係法律の要点を簡単に申述べて置きたいと存じます。

関係法律は五つござますが、その中の二つは裁判官の報酬等に関する法律と、それから検察官の俸給等に関する法律でございます。これは内容は同じでございまして、それらの法律の中に政府職員の新給與実施に関する法律による超過勤務手当、休日給、夜勤手当も「職員の俸給の月額及び扶養手当の支給する」という規定がございまして、次に第二条の中におきましても「職員の俸給の月額及び扶養手当の支給する」という規定がございまして、この古い法律の名前を変えます。この古い法律の名前を改め願う必要があるわけであります。それから次に船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律の中におきまして、こういう文句がござります。「船舶運営会に雇用される船員は、これに付託されましたので、おののその法律の名前を改め願う必要があるわけでございます。

以上の通りであります。いずれも旧法の名前を新法の名前に譲り替える必要があるわけでござります。施行期日といたしましては、一般職の職員の給與に関する法律の施行が定められておりません。その点も改正の必要がありますので、その点も改正の必要があるわけでござります。

○委員長（中井光次君） 御異議はないようありますので、私から御名を申上げたいと思います。四月七日に再び人事委員となられた小串清一君を理事に指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

尙議事についてお打合せをいたしましたが、本日は会議はこの程度にして、お打合せをしようといたしました。

午後二時十五分散会 会いたしました。

出席者は左の通り 球介議員 河野 正夫君

請願者 東京都江東区深川永代二ノ八 早川幸男外百九名

教職員の給與ベース改訂に関する請願 第一六六九号 昭和二十五年三月二十二日受理

現行の給與ベースでは、教職員の生活は極度に困窮し、教育者としての忍耐も限界に達せんとしているから、教職員の給與ベースを改訂せられたいとの請願。

して、それに代ります一般職の職員の給與に関する法律が、翌日、即ち四月一日に新たに成立いたしました。施行されたのであります。その結果いろいろな関係法律の条文を整理する必要がござりますので、本案を御提案申上げた次第であります。

次に、経済定本部設置法の中におきましては、その附則の第六項におきまして、「左に掲げる法令中各省各府の長又は各厅の長のうちには經濟安定本部総裁を、各省各厅のうちには經濟安定本部を含むものとする」とあります。

そこで御質疑はございませんか。

○委員長（中井光次君） 本案について別に御質疑はございませんか。

○委員長（中井光次君） 本案についての御質疑は

ないようでござりますから、この問題はこの程度にいたして置きます。

○委員長（中井光次君） 人事官

人事院事務官

（給與局長） 龍本 忠男君

岡部 史郎君

大山 安君

政府委員

人事官

山下 興家君

松嶋 喜作君

佐藤 達夫君

（法制局長官） 佐藤 達夫君

法制意見長官

人事院事務官

（法制局長） 岡部 史郎君

大山 安君

○委員長（中井光次君） 人事院事務官

（給與局長） 龍本 忠男君

岡部 史郎君

大山 安君

（法制局長官） 佐藤 達夫君

法制意見長官

人事院事務官

（法制局長） 岡部 史郎君

大山 安君

（法制局長官） 佐藤 達夫君

法制意見長官

人事院事務官

（法制局長） 岡部 史郎君

(四九九)

